

「港湾・空港工事の持続可能性を確保するための作業船のあり方に関する基本方針」の概要

基本方針の検討プロセス

1. 作業船を取り巻く現状の整理

- (1) 作業船の種類、隻数等の基礎データ
- (2) 基本方針の対象とする作業船の検討
- (3) 作業船に適用される法令
- (4) 作業船を保有、維持、更新するための現行支援策



2. 作業船を保有(運用)するにあたっての課題整理

- (1) 事業継続上の観点からの整理
 - ① 事業計画上の課題
 - ② 資金調達上の課題
- (2) 担い手の育成・確保及び働き方改革の観点からの整理
 - ① 改正労基法を踏まえた積算基準上の運転／就業時間に係る課題
 - ② 係留場所確保の課題
 - ③ 非自航船における居住設備の設置基準に係る課題
- (3) 社会的課題解決の観点からの整理
 - ① カーボンニュートラル実現等の環境保全に向けた課題
 - ② 生産性向上の観点からの課題



3. 各課題に対する取組方針の位置付け

- 社会的要請を的確に捉えつつ作業船の適正な保有水準及び運用体制の確保を図るため、各分野の課題に対応するための取組を「基本方針」として位置付ける。

○各種委員会における議論を適宜フィードバック

- 港湾工事におけるCO2排出量削減に向けた検討WG
- 港湾工事プレキャスト化検討会(仮称)
- 港湾におけるi-Construction推進委員会

等

○法律や政策等の社会的要請を踏まえて対応方針を検討

- 船舶の大型化等に対応した国際コンテナ・バルク戦略港湾の早期整備・活用及び機能強化
- 港湾・空港施設の耐震化・液状化等を通じた交通インフラの強靱化
- 災害発生時における機動的・効率的な復旧
- 洋上風力発電の建設に向けた環境整備

等

R4夏 基本方針骨子案の策定
R4年度中 基本方針の策定

法律及び政策体系において求められる作業船の対応

○マルポール条約改定議定書(1997年)(抄)
附属書VI 第十三規則 窒素酸化物
(3)(a)第三規則の規定が適用される場合を除くほか、この第十三規則の規定が適用されるディーゼル機関の運転は、禁止する。

○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(平成29年6月2日公布(平29年第45号)改正)(抄)
船舶に設置される原動機(中略)から発生する窒素酸化物の放出量に係る放出基準は、放出海域並びに原動機の種類、能力及び用途に応じて、政令で定める。

○港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針(令和元年6月27日告示)(抄)
港湾の開発及び利用に当たっては、(中略)、港湾及びその周辺の大気環境に与える影響を計画の策定に際して評価するとともに、その実施に当たっても広域的かつ長期的な観点に立って、これらの環境への影響の回避、低減に努める。

○第二百三回国会における菅内閣総理大臣所信表明演説(令和2年10月26日)(抄)
・我が国は、2050年までに(中略)カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す
・再生可能エネルギーを最大限導入する

○成長戦略フォローアップ(令和3年6月18日閣議決定)(抄)
感染症等による社会経済情勢の変化にも対応し、経済成長を支えるため、(中略)国際コンテナ・バルク戦略港湾等の早期整備・活用を通じた産業インフラの機能強化を図る。

○国土強靱化年次計画2021(令和3年6月17日国土強靱化推進本部決定)(抄)
・災害発生時に機動的・効率的な活動を確保するため、道路等の啓開に必要な体制の整備、(中略)等により多様な情報収集・提供手段の確保に向けた取組を推進する。
・港湾、空港の施設の耐震化、液状化対策、(中略)等、交通インフラそのものの強化を進める。

○第5次社会資本整備重点計画(令和3年5月28日閣議決定)(抄)
・重点施策:国際コンテナ戦略港湾における国際基幹航路の維持・拡大
・重点施策:国内物流を安定的に支えるフェリー・RORO 輸送網の構築、地域の基幹産業の競争力強化
・重点施策:大規模災害時における円滑な航路啓開・災害復旧等を可能とするため全国各地に作業船を保有できるように環境を整備

○労働基準法(昭和22年法律第49号)(平成30年7月6日公布、平成31年4月1日施行、建設業は令和6年4月1日以降適用)(抄)
労働時間を延長して労働させることができる時間は、1箇月について45時間及び1年について360時間(中略)とする。

○公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号)(抄)
公共工事等に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、公共工事等に従事する者の休日(中略)を考慮し、適正な工期等を設定すること。

地球環境に対する意識の高まりや、法令上の規制等に対応するため、**作業船の新造・改造により環境負荷の低減を図る必要がある。**

円滑な港湾整備や災害復旧対応を将来にわたって持続するため、**作業船を一定の水準で確保する必要がある。**

作業船の乗組員の適正な**就労環境を確保するための運用を検討する必要がある。**

作業船を保有(運用)するにあたっての課題と基本方針の方向性

課題の概要

(1) 事業継続上の観点からの整理

① 事業計画上の課題

- 作業船の新造等の設備投資にあたっては、中長期にわたる事業計画が求められている。

② 資金調達上の課題

- 設備投資の原資となる適正利潤の確保が可能な事業環境になっているか。

(2) 担い手の育成・確保及び働き方改革の観点からの整理

① 改正労基法を踏まえた積算基準上の運転／就業時間に係る課題

- 現行積算基準上、例えば浚渫工事におけるグラブ浚渫船の運転時間と就業時間について、それぞれ10時間、8時間で計上されており、労働基準法上の1日あたりの労働時間の上限(8時間／日)を超えている。受発注者双方の観点から現状が適当か検討する必要がある。

② 係留場所確保の課題

- 作業船乗組員の就労環境を確保するためには、陸上施設における休養が重要であるが、必ずしも必要な係留施設が確保されているわけではない。

③ 非自航船における居住設備の設置基準に係る課題

- やむを得ず船内宿泊する場合、非自航船には船内居住設備に係る法令上の設置基準がないため、就労環境が確保されないおそれがある。

(3) 社会的課題解決の観点からの整理

① カーボンニュートラル実現等の環境保全に向けた課題

- 作業船を新造・改造するにあたっては、カーボンニュートラル実現に向けた一定の目標が必要である。

② 生産性向上の観点からの課題

- 人口減少社会において担い手を確保するためには、作業船に係る生産性を向上させ、労働集約型産業から脱却を図る必要がある。

基本方針の方向性

- ① 各地方整備局と業界団体との間で意見交換会等の場において、中長期プロジェクトについて円滑に共有できる体制の構築を図る。

- ② 実態に即した積算の徹底及び契約事務変更事務ガイドラインの遵守等、適正利潤が確保できる事業環境の確保を図る。

- ① 受注者、発注者それぞれの立場から現行制度及び制度を変更した場合における課題を整理し、新規入職者にとって魅力的な就労環境の構築を図る。

- ② 各港湾において作業船の係留場所に係る現状を整理し、港湾管理者と連携しつつ所要の施設を港湾計画に位置付けた上で、整備・確保を促進する。

- ③ 港湾関係五団体において実施したアンケート調査等を踏まえて、業界団体における自主的な取組として「非自航船における居住設備ガイドライン」を制定し、居住設備に係る一定の水準確保を図る。

- ① 港湾工事におけるCO2排出量削減に向けた検討WGにおける議論を踏まえて、目標とする水準や時期、目標達成のための施策等に関する方向性を示す。

- ② 港湾におけるi-Construction推進委員会における議論を踏まえて、ICT施工の推進、施工の自動化、自律化等の生産性向上に資する取組の方向性を示す。